

議案第69号

三朝町手数料条例の一部改正について

次のとおり三朝町手数料条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成15年9月12日

三朝町長 吉 田 秀 光

平成15年9月24日原案可決

三朝町議会議長 藤 井 享

三朝町条例第 号

三朝町手数料条例の一部を改正する条例

三朝町手数料条例（平成12年三朝町条例第12号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
別表第1（第6条関係） （1）～（22） 略 （23） <u>独立行政法人農業者年金基金法（平成14年法律第127号）第59条に規定する証明</u> （24）～（28） 略	別表第1（第6条関係） （1）～（22） 略 （23） <u>農業者年金基金法（昭和45年法律第78号）第78条に規定する証明</u> （24）～（28） 略
別表第2（第6条関係） （1）～（15） 略 （16） <u>独立行政法人農業者年金基金法第59条に規定する証明</u> （17）～（20） 略	別表第2（第6条関係） （1）～（15） 略 （16） <u>農業者年金基金法第78条に規定する証明</u> （17）～（20） 略

附 則

この条例は、平成15年10月1日から施行する。